

令和6年8月 定例総会議事録

日 時 令和6年9月3日(火) 午前9時30分～午前10時30分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小島利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

欠席 下沖 秀人・松田 まり子

農地利用最適化推進委員

20	井上 亘	21	上原 都由子	22	新田 敏文	23	高岩 昭市
24	池井周造	25	中山 敏章	26	前田次雄	27	丸尾 義盛
28	池田幸一	29	内 一 幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山 則夫	33	井 野 実	34	大久津和幸	35	栗水流 峯一
36	谷口和巳	37	福本正三				

欠席 内 一幸

事務局

事務局長	村岡 浩二	主 幹	竹内 秀次	主 幹	西原 学	主 幹	宮永 昌和
主 査	橋谷 理己						

議 題

- 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第18号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について

- 議案第63号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第64号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）
- 議案第65号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）
- 議案第66号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第68号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第69号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第70号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
- 議案第71号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例会議を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員17名、推進委員17名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに8月の行事実績及び9月の行事予定を報告します。

(8月の行事実績と9月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。台風10号の被害はなかったでしょうか？それでは小林農業委員会8月期の定例総会を只今より開会します。よろしく申し上げます。

事務局 本日は報告が第17号から第18号までの14件、議案が第63号から第71号までの60件、合計74件でございます。
それでは農業委員会規則第6条により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を14番大部委員、17番石川委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第17号～報告第18号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第63号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第63号農地法第3条の規定による所有権移転許可について、下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第63号1番朗読 他6件省略)

議長 ありがとうございます。では審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 今月の農地法3条・基盤法等の事前審査を第2小委員会に付託されましたので、会長同席のもと、8月21日に審査会を実施しました。その結果を報告します。議案第63号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。

1番、父からの贈与を受けるものです。

2番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a当たり26,346円です。

3番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a当たり57,518円です。

4番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a当たり746,269円です。

5番、知人からの贈与を受けるものです。

4番が高額な理由につきましては、譲受人の隣接地のことから、このような額になりました。

審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい3番。

3番 今月の野尻町区分の農地法第3条・基盤法等及び農地法第4条、農地法第5条、非農地の事前審査を第1小委員会に付託されましたので、会長同席のもと、8月21日に審議会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案63号、12ページ。野尻町区分です。

6番、自己が代表取締役である法人へ贈与するものである。営農計画書が添付してあります。

7番、自己が代表取締役である法人へ贈与するものである。

審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第63号農地法第3条の規定による所有者移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第64号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第64号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について
下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定するものとする。

(議案第64号1番朗読 他12件省略)

議長 ありがとうございます。ここで案件6番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員の退席をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第64号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について6番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a当たり150,000円。
審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することと判断しました。報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。案件6番について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に申し上げます。
案件について全員挙手ですので計画通り決定しました。

〇番 ありがとうございます。

議長 それでは、6番以外の案件について審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい5番。

5番 16ページの1番からです。
1番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 199,700 円。
2番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 84,818 円。
3番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 7,937 円。
4番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 297,265 円。
5番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 50,000 円。
7番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 10,086 円。
8番、特例事業に寄与する。10a 当たり 474,046 円。
9番、特例事業に寄与する。10a 当たり 474,906 円。
10番、特例事業を活用し、規模拡大を図る。10a 当たり 205,817 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3 番 議案第64号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について、野尻町区分です。

11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 210,321 円。

12番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 150,009 円。

13番、特例事業を活用し、規模拡大を図る。10a 当たり 234,568 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第64号業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。
続きまして議案第65号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第65号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第65号1番朗読、他2件省略）

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

（5番挙手）

議長 はい5番。

5 番 議案第65号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について、22 ページをお開きください。

1 番、10a 当たり 6,686 円。

2 番、10a 当たり 4,740 円。

3 番、10a 当たり 4,317 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第65号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。
続きまして議案第66号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第66号農用地利用集積等促進計画について
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

（議案第66号1番朗読、他23件省略）

議長 ありがとうございました。審査報告をお願いします。

（5 番挙手）

議長 はい、5 番。

5 番 議案第66号農用地利用集積等促進計画について報告します。

30 ページをお開きください。

小林地区については11件、田 12,395 m²、畑 23,496 m² 計 35,891 m²です。

審査の結果、小委員会では中間管理事業の案件のことから計画通り承認することになりました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案66号農用地利用集積等促進計画ついて、野尻町区分です。
野尻町地域、計13件、田 25,089 m²、畑 25,466 m² 計 50,555 m²です。審査の結果、小委員会では中間管理事業の案件のことから計画通り承認することになりました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第66号農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認いたします。
続きまして議案第67号農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第67号農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書進達があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第67号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8番

8番 今月の4条・5条・非農地証明の事前審査を第3小委員会に付託されました。8月22日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。議案第67号農地法第4条の規定による許可申請書進達について。32ページ。1番、転用の理由は植林、現況は田です。所在は須木鳥田町、八重尾であります。面積は5反9畝もありますが、川の隣接地です。そして所有者が耕作できない高齢であり、今後は植林として管理していくため申請を行うものであります。審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 ここは農業振興地域の農用地ですよ。例外規定に植林はなかったはず。農業振興地域農用地の除外予定で申請を受け付けられたと思うのですが違いますか。

事務局 はい、お答えします。こちらの農地は農業振興地域農用地の除外申請を受けております。農業振興地域農用地の除外の際に、県との事前協議を受けますが、農地の広がりも含め農地転用が可能かどうかも含めて確認いたします。今回、農地転用が可能と判断され、農業振興地域農用地の除外の見込みも特に問題なしということで事前協議も了承され、11条公告を踏まえ、現在、県の同意にむけて正式協議依頼中と聞いております。9月上旬には農業振興地域農用地の除外の変更となる予定です。

17番 はい、ありがとうございます。

議長 他に質問がある方はいますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。議案第67号農地法第4条の規定による許可申請書進達について、意見書を付して進達をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。続きまして議案第68号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第68号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第68号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番

8番 議案第68号の5条の使用貸借でございます。36ページ。
転用理由は一般個人住宅です。もともと平成26年1月に農地から宅地の転用許可が
でており、許可が下りている以上問題はないと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それで採決をします。
議案第68号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書について意
見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。
続きまして議案第69号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達につい
てを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第69号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書
を付して進達するものとする。

(議案第69号 1 番朗読、他 3 件省略)

議長 はい、審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第69号農地法第 5 条の所有権移転でございます。36 ページ。
1 番、転用理由は一般個人住宅とこども広場でございます。
2 番、転用理由は一般個人住宅です。
3 番、転用理由は駐車場（在庫車置場）です。
4 番、転用理由は一般個人住宅と車庫です。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第69号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。
続きまして、議案第70号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 70 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第70号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番

8 番 議案第70号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてでございます。38 ページでございます。

1 番、水流迫小林原です。調査事項は一般住宅です。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。議案第 70 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
続きまして議案第71号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第71号非農地証明願い承認について、
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第71号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第71号非農地証明願い承認についてでございます。40 ページです。

1 番、細野大塚です。調査事項は宅地です。
2 番、南西方生駒です。調査事項は山林です。
3 番、北西方勘ヶ山と黒仁田です。調査事項は山林と原野です。
4 番、細野永田平です。調査事項は宅地です。

5番、北西方北ノ原です。調査事項は原野です。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、3番。

3番 議案第71号非農地証明願承認について野尻町区分です。
6番、東麓夜川松です。調査事項は宅地です。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第71号非農地証明願承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございます。

閉議 午前10時30分

令和6年9月3日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟